

農業労働力確保支援事業のうち外国人材研修会・相談対応業務委託 企画提案競技募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「農業労働力確保支援事業のうち外国人材研修会・相談対応業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

少子・高齢化の進展による人口の急速な減少に伴い、農業分野においても慢性的な人材不足となっており、経営規模の拡大や産地の維持が求められる中、労働力確保の確保が喫緊の課題となっている。

その対策の1つとして、外国人材を新たな農業人材として受入れ、農業経営の安定及び農村地域の活性化につなげていく必要があるが、農業者及び関係者における外国人材の受入れに必要な基礎知識や制度の理解が十分進んでいない。

そのため、研修会の開催や相談対応窓口の設置により、外国人材の受入れに関する知識の獲得を支援するとともに、農業者及び関係者が外国人材の受入れを行う際のフォローアップ体制の強化を図る。

2 委託業務の内容

（1）業務名

農業労働力確保支援事業のうち外国人材研修会・相談対応業務

（2）業務概要

別紙 農業労働力確保支援事業のうち外国人材研修会・相談対応業務委託仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 予算上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4 支払方法

概算払

5 企画提案競技実施の広告方法

宮崎県ホームページにより告知

6 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとし、その旨の誓約書（別紙1）を提出すること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- （3）この公告の日から契約締結候補者を選定するまでの間に、国及び宮崎県から参加資格停止の措置を受けていない者。
- （4）県税に未納がないこと
- （5）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （6）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規程により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 スケジュール

- （1）実 施 公 告 令和6年8月 6日（火）
- （2）企画提案協議参加申込み 令和6年8月14日（水）午後5時まで
- （3）質 問 票 受 付 令和6年8月15日（木）正午まで
- （4）企画提案書提出 令和6年8月29日（木）午後5時まで
- （5）審査結果通知 令和6年9月上旬頃

8 企画提案協議について

- （1）企画提案協議への参加申込み

① 提出期限：令和6年8月14日（水）午後5時まで（必着）

② 提 出 先：みやざき農業人材確保支援会議 事務局 瀨砂・植村

（宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課参入支援・人材対策担当）
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館6階）
電話：0985-32-4465 F A X：0985-26-7404

メールアドレス（代表）：ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp

③ 提出方法：持参又は郵送

④ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙２）、誓約書（別紙１）

⑤ そ の 他：参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日２日後（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。
なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙３）を持参または郵送により提出すること。

（２）企画提案競技に係る質問について

本業務について質問がある場合は、令和６年８月１５日（木）正午までに８（１）②の担当課まで質問票（別紙４）を提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から３日以内（土日・祝日除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答する。

（３）企画提案書の提出について

下記のア及びイの書類を１セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は１者１案とする。

ア 企画提案書（Ａ４版）

（ア）研修会及び相談対応の内容

（イ）業務構成概要

（ウ）事業計画書

（エ）事業スケジュール

（オ）会社概要及び事業実施体制

（カ）過去の業務実績（類似製品等ある場合はその内容の分かるものも提出）

イ 見積書及び見積明細書

（ア）業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

（イ）本事業の履行に要する経費を全て盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。

（ウ）見積書の宛名は「みやざき農業人材確保支援会議会長」とすること。

ウ 提出部数 ６部

エ 提出期限、提出先、提出方法

（ア）提出期限：令和６年８月２９日（木）午後５時まで（必着）

（イ）提出先：みやざき農業人材確保支援会議 事務局 濱砂・植村

（宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課参入支援・人材対策担当）

※住所等は、８（１）②を参照。

（ウ）提出方法：持参又は郵送（郵送にあっても、令和６年８月２２日（木）

午後5時必着とする。)

(4) 審査方法・基準

企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査については別に定める審査表に基づき行うものとする。

ア 審査手順

書面審査とし、提出された企画提案書を審査員が審査し、優良提案を1件選定。

イ 審査基準

別添審査表のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面で通知する。

(6) 契約の締結等

ア (4) アの審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続を行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

オ 契約手続に要する経費は業者負担とする。

(7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

ウ 同一人が2件以上の提案を行ったとき。

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき。

オ 見積もりの金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

カ その他、指示した事項及び企画提案協議に関する条件に違反したとき。

(8) 著作権

制作した成果品の著作権は、全てみやざき農業人材確保支援会議に帰属するものとする。

(9) その他

ア 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者が負担する。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 業務実施に当たっては、県と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

エ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

みやざき農業人材確保支援会議 事務局 濱砂・植村

（宮崎県農政水産部農村振興局 担い手農地対策課 参入支援・人材対策担当）

電 話 0985-32-4465

FAX 0985-26-7404

E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp